

平成28年第2回上富田町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 平成28年5月20日午前9時29分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 松井孝恵 | 2番 | 谷端清 |
| 3番 | 樫木正行 | 4番 | 奥田誠 |
| 5番 | 九鬼裕見子 | 6番 | 山本明生 |
| 7番 | 大石哲雄 | 8番 | 畑山豊 |
| 9番 | 沖田公子 | 10番 | 榎本敏 |
| 11番 | 木本眞次 | 12番 | 吉田盛彦 |

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

| | | | |
|------|------|------|------|
| 事務局長 | 森岡真輝 | 局長補佐 | 十河貴子 |
|------|------|------|------|

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

| | | | |
|--------|-------|--------|------|
| 町長 | 小出隆道 | 副町長 | 山本敏章 |
| 教育長 | 梅本昭二三 | 会計管理者 | 水口和洋 |
| 総務政策課長 | 福田睦巳 | 総務政策課員 | 谷本芳朋 |
| 総務政策課員 | 樫原基史 | 総務政策課員 | 平尾好孝 |
| 企画員 | | 企画員 | |
| 税務課長 | 橋本秀行 | 産業建設課長 | 菅谷雄二 |
| 産業建設課員 | 川口孝志 | 住民生活課長 | 原宗男 |
| 企画員 | | 住民生活課員 | |
| 住民生活課員 | 中松秀夫 | 企画員 | 栗田信孝 |
| 企画員 | | 住民生活課員 | |
| 企画員 | 宮本真里 | 企画員 | 木村陽子 |

| | | | |
|---------------|---------|-----------------|---------|
| 上下水道課長 | 三 栖 啓 功 | 上下水道課 企 画 員 | 坂 本 肇 |
| 教育委員会 総務課長 | 家 高 英 宏 | 教育委員会 生涯学習課長 | 新 堀 浩 士 |

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 1 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 報告第 2 号 上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 報告第 3 号 平成 27 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 6 報告第 4 号 平成 27 年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 7 報告第 5 号 平成 27 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予
算（第 2 号）
- 日程第 8 報告第 6 号 平成 27 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算
（第 3 号）
- 日程第 9 報告第 7 号 平成 27 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 4
号）
- 日程第 10 報告第 8 号 平成 27 年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第
2 号）
- 日程第 11 報告第 9 号 平成 27 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
（第 3 号）
- 日程第 12 報告第 10 号 平成 27 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1
号）
- 日程第 13 報告第 11 号 平成 27 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予
算（第 3 号）
- 日程第 14 報告第 12 号 平成 27 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 49 号 上富田町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 50 号 平成 28 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 51 号 町道路線の認定について
- 日程第 18 議案第 52 号 町道路線の変更について

- 追加日程第 1 号 辞職第 1 号 上富田町議会議長の辞職許可について
- 追加日程第 2 号 選挙第 1 号 上富田町議会議長の選挙について
- 追加日程第 3 号 選挙第 2 号 上富田町議会副議長の選挙について
- 日程第 19 号 選任第 1 号 上富田町議会常任委員会委員の選任について
- 日程第 20 号 選任第 2 号 上富田町議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 21 号 選任第 3 号 上富田町議会広報特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 4 号 選任第 4 号 上富田町議会特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 5 号 選挙第 3 号 富田川衛生施設組合議会議員の補欠選挙について
- 追加日程第 6 号 選挙第 4 号 富田川治水組合議会議員の補欠選挙について
- 追加日程第 7 号 選挙第 5 号 上大中清掃施設組合議会議員の補欠選挙について
- 追加日程第 8 号 選挙第 6 号 公立紀南病院組合議会議員の補欠選挙について
- 追加日程第 9 号 選挙第 7 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について
- 追加日程第 10 号 選挙第 8 号 紀南環境広域施設組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第 22 号 選出第 1 号 上富田町体育協会理事の選出について
- 日程第 23 号 議案第 53 号 監査委員の選任について
- 追加日程第 11 号 議案第 54 号 監査委員の選任について
- 追加日程第 12 号 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前 9 時 2 9 分

○議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

平成 2 8 年第 2 回臨時会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は 1 2 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 2 8 年第 2 回上富田町議会臨時会を開会します。

日程に入る前に、去る 4 月 1 4 日に発生しました熊本地震により甚大な被害を受けられた皆様方に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、この災害でお亡くなりになられた多くの方々のご冥福を心からお祈り申し上げます、1 分間の黙禱を捧げたいと思います。

皆さん、ご起立をお願いします。

黙禱。

（全員起立・黙禱）

○議長（奥田 誠）

ありがとうございました。黙禱を終わります。ご着席ください。

（全員着席）

○議長（奥田 誠）

ここで、5 月 1 日から実施しておりますクールビズとして、ノーネクタイと議長判断による上着なしを本臨時会において実施したいと思いますので、上着をとっていただいて結構かと思えます。当局の方も上着をとっていただいて結構です。

暫時休憩します。

休憩 午前 9 時 3 2 分

再開 午前 9 時 3 4 分

○議長（奥田 誠）

それでは、再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田 誠）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において1番、松井孝恵君、2番、谷端 清君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（奥田 誠）

日程第2 会期の決定についての件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間に決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。本日ここに平成28年第2回上富田町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のため格別のご尽力をご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

熊本県を震源とする4月14日の夜の前震、16日未明の本震は、震源の深さが約12キロ、地震の規模を示すマグニチュード7.3の地震を機に、九州各地では大きな規模の地震が相次ぎ発生しました。この地震の規模は、1995年の阪神大震災と同規模となり、熊本県では多くの犠牲者が発生し、負傷者は熊本、大分、福岡、佐賀、宮崎の5県で、1,000人を超えました。熊本地震により被災された皆さんに心からお見舞い申し上げるとともに、犠牲になられた方々のご遺族の皆さんに深くお悔やみを申し上げます。被災地の一日も早い復興を心からご祈念を申し上げます。

なお、ちょっと文面には書いていないんですけれども、なお支援金とか義援金の関係で、できましたら、6月の議会で上程させていただくということを事前にご了解いただきたいと思っております。

さて、本臨時会に上程いたします諸議案は、報告事項として、条例の一部改正が2件、平成27年度一般会計・特別会計補正予算が合わせて9件、繰越明許費繰越計算書が1件、また、議案としましては、条例の一部改正が1件、平成28年度一般会計補正予算が1件、町道路線の認定、変更2件と監査委員の選任に関する人事案件がございます。

なお、追加議案として、監査委員の選任に関する人事案件1件を本臨時会に上程させていただきますので、何とぞご承認を賜りますようお願いいたします。

それでは、諸議案につきましてご説明を申し上げます。

報告第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例から報告第12号、平成27年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第3号）までの12件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法の第179条第3項の規定により、これを報告し承認をいただきたいと考えております。

報告第1号につきましては、上富田町税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものであります。改正の概要は、町たばこ税に関する経過措置に伴う所要規定の整備等であり、平成28年3月31日付で専決処分を行っております。

報告第2号につきましては、上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。

行政不服審査法及び行政不服審査法施行令が、平成28年4月1日に施行されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものであります。改正の概要は、固定資産の価格に係る不服審査の申出期間に関する所要規定の整備であり、平成28年3月31日付で専決処分を行っております。

次に、報告第3号につきましては、平成27年度上富田町一般会計補正予算（第5号）でございます。

今回の補正は、各事業費の精査及び平成27年度の実質収支を見込んだ最終予算であり、既定額から775万1,000を減額し、予算総額を67億1,666万1,000円と定め、3月31日付で専決処分しましたので、その報告をし、承認を求めるものであります。

議案第4号につきましては、平成27年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回、情報セキュリティ強化対策事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、地方創生加速化交付金事業等について、年度内に事業が完成しなかったため、平成28年度へ1億6,515万円を繰り越ししています。

次に、報告第5号から報告第12号までは、平成27年度の各特別会計の補正予算で

あります。

一般会計と同様に、各事業費の精査及び平成27年度の実質収支を見込んだ最終予算であり、3月31日付で専決処分を行っております。

議案第49号につきましては、上富田町火入れに関する条例の一部を改正する条例案でございます。

この条例は、田辺市消防本部の組織改革に伴いまして上富田消防署から上富田分署に名称変更されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

議案第50号につきましては、平成28年度上富田町一般会計補正予算（第1号）でございます。

今回、既定額に3億35万8,000円を追加し、予算総額を57億8,835万8,000円と定めております。補正予算の主な内容は、国庫補助内示のありました学校給食施設整備事業予算として、設計管理委託料、工事請負費、用地購入費等を措置しております。また、同事業の債務負担行為としまして、平成29年度に限度額を9億円の追加補正をしています。

議案第51号町道路線の認定についてと議案第52号町道路線の変更についての2議案につきましては、町道路線の 신설、拡幅に合わせまして、認定、変更をお願いするものでございます。

議案第53号につきましては、監査委員の選任についてでございます。

重要人事案件でございますので、選任同意方、よろしくお願い申し上げます。

以上が、本臨時会に上程いたします諸議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長及び企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、4月1日付で人事異動を発令しております。本臨時会より説明員として出席しておりますので、副町長より、異動発令をした課長及び企画員を紹介させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

4月1日付の職員の人事異動に伴い説明員の紹介について、副町長から発言がありますので、これを許可します。

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

皆さん、おはようございます。それでは、4月1日付で人事異動を発令しましたので、課長並びに企画員を紹介させていただきます。

まず初めに、会計管理者、水口和洋です。続きまして、総務政策課企画員、谷本芳朋

です。続きまして、総務政策課企画員、檜原基史です。今回、昇格になります。総務政策課企画員、平尾好孝です。今回昇格であります。住民生活課企画員、宮本真里です。今回昇格になります。住民生活課企画員、中松秀夫です。

続いて、向かって右側の職員を紹介いたします。教育委員会生涯学習課長、新堀浩士です。今回、和歌山県からの出向であります。産業建設課長、菅谷雄二です。産業建設課企画員、川口孝志です。税務課長、橋本秀行です。上下水道課長、三栖啓功です。上下水道課企画員、坂本巖です。会計課企画員、田上貴子です。

(各自自席で起立し挨拶をする)

以上、13名でございます。今後ともご指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、会計課の企画員、田上貴子につきましては、会計業務遂行上、この後退席させていただきますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時46分

○議長（奥田 誠）

再開します。

△日程第3 報告第1号～日程第18 議案第52号

○議長（奥田 誠）

この際、日程第3 報告第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の件から日程第18 議案第52号、町道路線の変更についての件まで16件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

なお、提案理由の説明につきましては簡潔にお願いします。

それでは、提案理由を説明をお願いします。

税務課長、橋本君。

○税務課長（橋本秀行）

おはようございます。私のほうからは、報告第1号、第2号をご説明させていただきます。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

平成28年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町税条例の一部を改正する条例。

平成28年3月31日。

上富田町税条例の一部改正。

上富田町税条例の一部を次のように改正する。

以下、改め文を記載していますが、まず冒頭に、たばこ税関係法令の改正に関する経過措置の要点をご説明させていただきます。

なお、この町たばこ税の経過措置に関する事項につきましては、平成27年6月議会におきまして可決事項となっております。

内容としましては、紙巻きたばこ旧3級品、いわゆる、わかば、エコー、しんせい等々の計6銘柄に係るたばこ税の特別措置税が廃止され、税率が引き上げられます。この改正は平成28年4月1日から実施されますが、激変緩和の観点から経過措置が講じられております。平成28年から平成31年までの4段階に分けて税率改正が実施されます。これに伴い、平成28年から31年までの各年における4月1日の午前零時現在におきまして、たばこの販売業者、いわゆる小売販売業者並びに卸売販売業者の方が、店舗、倉庫、許諾等で合計5,000本以上、箱に換算すれば250箱以上の紙巻きたばこを3級品販売のために所持している場合、その所持する紙巻きたばこにつきまして、税率の引き上げ分に相当するたばこ税が課税されます。このことを手持品課税と言います。手持品課税につきましては、申告書を当町の小売販売業者34件に対しまして、管轄の田辺税務署が申告書を送っております。

申告提出期限につきましては、平成28年5月2日、税金の納付期限につきましては、

平成28年9月30日が納期となっております。

ちなみに、附則第5条第2項、1号、2号の規定をご紹介します。

1号につきましては、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、28年度分としまして、1,000本、50箱につきまして2,925円に改正されます。改正前は2,495円、税率引き上げ分につきましての差額は430円となっております。

次に第2号、来年、平成29年4月1日から30年3月31日までの1年間につきましては、1,000本、50箱につきまして3,355円、改正前、29年3月31日以前としまして2,925円、税率引き上げ分の差額が430円となっております。

この経過措置を踏まえ、今回の改正概要としては、町たばこ税に関する平成27年、改正附則の5条中に係る5つの項の所要規定の改正となります。

改正条文改め文につきましては、箇条書で連続的に記載されて、一見仰々しく見づらくなっております。この条文につきましては、法制執務の規定に基づき、一つの条の中に改正する項、号がある場合は、一つの条ごとの改正規定ということを原則としておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

専門用語的には、条の単位でまとめるワンセンテンスの改正規定と言います。この改正規定、改正条文につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

改正内容の詳細につきましては、3ページ以降の参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

まず、3項の改正内容につきご説明いたします。3ページをお願いいたします。

附則の第5条3項、条文をちょっと読み上げます。新のほうで見ただけであればいいかと思えます。前項の規定、冒頭に説明させていただいた2項の規定なんですけれども、がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用につきましては、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に読みかえるものとする。

改め内容につきましては、第98条第1項の部分が34の2の様式に施行規則と改めまして、第1条を削った状況でございます。

この条文を解説すれば、たばこ税の申告の手続の規定となっております。毎月末日に前月の1カ月間における売り渡しまたは消費したたばこに係る品目、課税本数等の申告規定でございます。町長に提出し、その申告に係る税金を、施行規則の第34号の2のこの様式によりまして納付しなければならないという規定でございます。

この規定の適用につきましては、当分の間、平成27年改正前の施行規則第48号の5の様式を使用すると、読みかえるものとするという内容でございます。第98条の2項中につきましては、申告の提出期限規定となります。第48号の6様式に読みかえる。

第98条の3項につきましては、還付申告の規定となっております。当分の間、改正前の第48号の9様式を使用する、読みかえるというような内容となっております。次に、4ページの第98条の4項につきましては、修正申告の規定と、これも48号の右欄の48号の6様式を使用するという改正規定でございます。

読みかえるという意味はいろんな形にとられるかと思うんですけども、一つの例を挙げましたら、法令の条文では、意味、名称というよりも、類似の事項の置きかえという形でそのまま適用するという解釈をしていただきたいと思います。

次に、第7項の改正につきまして、4ページ、5ページをお願いします。新旧対照表で説明いたします。

7項の規定が今回の改正のメインになるかなと思っております。条文をちょっと読み上げます。「第4項の規定により町たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、町条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する」。この場合におきましては、次の表の左欄に掲げる同条の規定中、同条の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ちょっとややこしいんですけども、この条文を解説すれば、第4項の規定により、これは先ほど冒頭で説明した、手持品課税につきましての規定でございます。町たばこ税を課す場合において、平成28年3月31日以前に売り渡しのあった5,000本以上、250箱以上の紙たばこ3級品を販売目的で所持している販売業者に対しましては、たばこ税が引き上げ分に相当する額が課税されるという内容でございます。

この改正のポイントとしましては、第4項の規定に伴う手持品課税の申告義務に関する条項でございます。たばこ税の納期限に納入すべき税金に加算される延滞金並びに不申告に関する過料の規定の適用でございます。

次に、10項から12項、14項の改正につきましては、先ほど冒頭にでも説明させていただいた手持品課税に係る経過措置、平成29年から平成31年の期間における、これも5,000本以上、250箱以上に対しての手持品がある場合に、税額の税率の引き上げ分に相当する額を手持品課税するという内容でございます。所要の規定の整備ということで、恐れ入りますがお目通しを、5ページから8ページにつきましてはよろしく願いしておきます。

なお、今回の条例改正の主要条例改正及び経過措置に関しての当町の税収への影響なんですけれども、平成27年度決算税額では、これは3級品に係りますけれども357万7,000円となっており、消費本数で換算すると143万4,000本、箱で換算すれば7万1,700箱の消費で決算を打っております。平成28年度当初の予算調定額を改正率で計上しますと、消費本数これは一応見込みですけども154万2,00

0本、箱にすれば7万7, 140箱を消費するであろうと見込んでおります。昨年度との比較をすれば、手持品課税分も合わせまして約100万円前後の税収が見込めるかなと思っております。本数に換算すれば10万8, 000本がふえたという解釈となります。

すみません、2ページにお戻りください。

附則、施行期日です。第1条、この条例は平成28年4月1日から施行すると。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日からとなっておりますので、ご注意ください。

1号では、附則第5条第7項の改正規定は平成29年1月1日から施行するとなっております。2号では、附則第5条第7項の規定中、表の第19条の第3号、これは先ほど言いました延滞金の規定もあります、改正規定につきましては平成29年4月1日から施行するとなっております。

以上の内容につきましては、総務省自治税務局長より、平成28年3月31日付で交付され、町税の一部改正の法律が施行交付されまして、平成28年4月1日に施行される事に伴い、上富田町条例の一部を改正し、説明内容のとおり専決処分をしましたので、ご報告をいたします。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第2号の報告させていただきます。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同法第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第2号、上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

平成28年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第2号、上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページ、1ページをお願いします。

上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

平成28年3月31日。

上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正。

上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

改め文を読ませていただきます。

附則第2条中、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出を、平成28年4月1日以後に地方税法第411条第2項の規定による公示もしくは同法第419条第3項の規定による公示がされる場合、平成27年度までに固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出を、同日前に公示等がされた場合に改める。

ちょっとわかりにくいんですけども、この条文を解説しますと、今回の改正は、行政不服審査法及び行政不服審査法施行令が平成28年4月1日から施行されることに伴う改正でございます。改正内容は、附則第2条中の適用を含む部分となり、固定資産の価格に係る不服審査の申し出期間が、固定資産台帳登録公示の日から納税通知書の交付を受けた日の後3カ月までの期間と改正され、改正前の60日から3カ月に延長されたことに伴う適用区分の所要規定の整備となっております。

具体的に言えば、固定資産課税台帳の登録の公示日が平成28年4月1日であれば、固定資産の価格に係る不服審査の申し出期間が改正後の3カ月を適用する。逆に、公示の日が平成28年3月31日であれば、従前の60日の適用とするという基準日の改正規定でございます。

この要因としましては、改め部分の条文の中に、地方税法第411条第2項の規定で、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等全てを登録した場合においては、直ちにその旨を公示しなければならないという事例がありまして、この条文の中に「直ちに」という表現だけで公示日も指定されていないのです。各自治体の公示日が統一されていないところにもあります。

参考資料として2ページに新旧対照表を添付しておりますので、参照をしてください。

なお、附則につきましては、この条例は平成28年4月1日より施行するとなっております。

何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、樫原君。

○総務政策課企画員（樫原基史）

よろしく申し上げます。

報告第3号、第4号につきまして、ご説明いたします。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

専決第3号、平成27年度上富田町一般会計補正予算（第5号）。

平成28年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第3号、平成27年度上富田町一般会計補正予算（第5号）。

平成27年度上富田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ775万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,666万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更、廃止は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入につきましては、1款町税では、補正前の額から今回1,257万4,000円を減額し、15億1,577万2,000円と定めてございます。

2款地方譲与税では、14万8,000円を減額。

3款利子割交付金では、57万5,000円を減額。

6款地方消費税交付金では、1億584万1,000円を追加。

10款地方交付税では、8,974万円を追加。

11款交通安全対策特別交付金では、49万6,000円を減額。

12款分担金及び負担金では、147万3,000円の減額。

13款使用料及び手数料では、398万3,000円を追加。

14款国庫支出金では、600万円を減額。

15款県支出金では、1,493万1,000円を減額。

16款財産収入では、1,367万9,000円を減額。

17款寄付金では、1,256万3,000円を追加。

18款繰入金では、2億9,474万8,000円を減額。

20款諸収入では、1億7,884万6,000円を追加。

21款町債では、5,410万円を減額。

歳入合計では、補正前の額から今回775万1,000円を減額し、67億1,666万1,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款議会費では、補正前の額から今回194万円を減額し、9,172万2,000円と定めてございます。

2款総務費では、1億3,431万8,000円を追加。

3款民生費では、6,272万2,000円を減額。

4款衛生費では、4,382万8,000円を減額。

5款農林水産業費では、1,820万6,000円を減額。

6款商工費では、4,921万7,000円を追加。

7款土木費では、2,737万円を減額。

8款消防費では、309万3,000円を減額。

9款教育費では、1,603万8,000円を減額。

10款災害復旧費では、969万3,000円を減額。

11款公債費では、839万6,000円を減額。

歳出合計では、補正前の額から今回775万1,000円を減額し、67億1,666万1,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費です。年度内に事業が完成しなかったために、平成28年度へ繰り越しを予定するものでございます。

2款総務費の情報セキュリティ強化対策事業で1,249万3,000円、個人番号カード交付事業で362万2,000円。

3款民生費の臨時福祉給付金等給付事業で435万5,000円、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業で5,700万円、子ども子育て支援システム改修事業で108万円。

9款教育費の地方創生加速化交付金事業で8,660万円。

6事業合計で1億6,515万円となっております。

7ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。

まず、変更では、統合保育所建設事業につきましては限度額を2,030万円減額し限度額を2億8,550万円に、道路橋梁等整備事業につきましては限度額を1,860万円減額し340万円に、産業振興施設整備事業につきましては限度額を1,230万円減額し9,380万円に、公営住宅整備事業につきましては限度額を300万円減額し100万円に、消防施設整備事業につきましては限度額を200万円減額し3,130万円に、農林水産施設災害復旧事業につきましては限度額を170万円減額し40万円に、公共土木施設災害復旧事業につきましては限度額を120万円減額し610万円としてございます。

次のページをお願いいたします。

次、廃止のものでございます。防災行政無線整備事業につきましては限度額150万円を廃止、災害援護資金につきましては限度額350万円を廃止してございます。

次の9ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、この総括につきましては、今回の補正は各事業費の精査及び実質収支を見込んだ最終補正となっております。このページから11ページまでの明細につきましては、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして、歳出から説明させていただきますので、34ページ、お願いいたします。

歳出34ページをお願いします。

歳出につきまして、1款議会費では、各経費の精査により補正前の額より194万円を減額し、9,172万2,000円と定めてございます。主なものといたしまして、交際費で44万6,000円を減額してございます。

2款総務費の一般管理費では、1億3,119万7,000円を追加。主なものといたしまして、37ページをお願いいたします。下のほうです。積立金で、財政調整基金積立金1億5,005万7,000円を追加してございます。

財産管理費では、376万2,000円を追加してございます。主なものといたしまして、39ページをお願いいたします。上のほう、積立金です。小集落改良住宅基金積立金506万2,000円を追加してございます。

防災対策費では、精査により722万4,000円を減額してございます。

交通安全対策費では、精査により178万9,000円を減額してございます。

次の40ページをお願いいたします。

企画費では、51万2,000円を減額。

みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費では、1,091万8,000円を追加。主なものといたしまして、43ページをお願いいたします。積立金のほうでござ

います。さわやか上富田まちづくり基金積立金1, 197万4, 000円を追加して
ございます。

人権推進費では、精査により1万3, 000円を減額。

男女共同参画社会推進費では、8万4, 000円を減額。

地籍調査費では、65万8, 000円を減額行っております。

44ページをお願いいたします。

賦課徴収費では、8万2, 000円の追加。処分手当等を措置しております。

戸籍住民基本台帳費では、精査により116万7, 000円を減額しております。

次の46ページお願いいたします。

選挙管理委員会費では、14万7, 000円を減額。

県議会議員選挙費では、1万8, 000円を減額しております。

次、48ページをお願いいたします。

統計調査総務費では、4万円を追加。職員手当等を措置しております。

基幹統計調査費では、4万8, 000円を減額しております。

監査委員費は、精査により2万1, 000円を減額。

3款民生費、社会福祉総務費では、精査により931万2, 000円を減額いたして
おります。主なものといたしまして、51ページお願いいたします。真ん中ら辺の繰出
金でございます。特別会計介護保険繰出金891万2, 000円を減額しております。

老人福祉費では、130万3, 000円を減額。

社会福祉費では、1, 510万2, 000円を減額。主なものといたしまして、53
ページお願いいたします。真ん中ら辺の扶助費でございます。障害福祉サービス等給付
費外で、1, 366万1, 000円を減額しております。

社会・児童福祉医療費では、461万2, 000円を減額しております。

主なものといたしまして、特別会計国民健康保険繰出金で430万1, 000円を減
額。

後期高齢者医療繰出金で、40万7, 000円を減額しております。

次の54ページをお願いいたします。

児童福祉総務費では、90万5, 000円を減額。

保育所運営費では、精査により1, 230万1, 000円を減額しております。

次の56ページをお願いいたします。

保育所建設事業費では、498万5, 000円を減額しております。

児童措置費では、児童手当費で78万5, 000円を減額しております。

子育て世帯臨時特例給付金給付事業では、精査により136万7, 000円を減額し

てございます。

次、58ページをお願いいたします。

災害救助費では、1,205万円全額減額となっております。

4款衛生費の保健衛生総務費では、精査により1,342万4,000円を減額してございます。主なものといたしまして、特別会計診療所事業繰出金で862万3,000円を減額してございます。

次に60ページをお願いいたします。

予防費では、1,767万2,000円の減額で、主なものといたしましては、委託料で、予防接種委託料外で1,521万1,000円を減額してございます。

環境衛生費では、精査により122万8,000円を減額してございます。

次の62ページ、お願いいたします。

清掃総務費では、精査により1,150万4,000円を減額してございます。

次、64ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、農業委員会費では47万円減額。

農業総務費では、693万2,000円の減額。主なものといたしまして、67ページをお願いいたします。負担金、補助及び交付金で、地域ため池総合整備事業負担金外で415万3,000円を減額してございます。

農業振興費では、精査により80万5,000円の減額。

畜産振興費は、6,000円の減額。

農村地域防災減災事業費では、ため池ハザードマップ作成業務委託料916万8,000円を減額してございます。

次の68ページ、お願いします。

林業総務費です。精査により82万5,000円を減額。

6款商工費、商工総務費では、4,921万7,000円の追加。主なものといたしまして、事業所等立地促進基金積立金5,000万円を追加してございます。

7款土木費、土木総務費では、精査により326万円減額。

次の70ページ、お願いいたします。

道路橋梁総務費では、145万円の減額。

道路橋梁維持費では、290万円の減額。

高速道路推進費では、952万2,000円を減額してございます。

次の72ページをお願いいたします。

社会資本整備総合交付金事業費では、158万円を減額。

河川総務費では、1万円を減額。

河川改良費では、369万8,000円を減額してございます。

次の74ページをお願いいたします。

都市計画費では、603万2,000円を減額。主なものといたしまして、特別会計公共下水道事業繰出金638万2,000円を減額してございます。

住宅管理費では、232万2,000円を追加。主なものといたしまして、積立金で、上富田町定住促進住宅基金積立金154万6,000円を追加してございます。

公営住宅建設事業費では、115万円を減額してございます。

8款消防費、常備消防費では、精査により300万4,000円を減額。

次の76ページをお願いいたします。

非常備消防費では、6万7,000円の追加。主なものといたしまして、報償費で、消防団員退職報償金外で265万5,000円を追加してございます。

水防費では、15万6,000円を減額してございます。

次の78ページをお願いいたします。

9款教育費、教育委員会費では11万3,000円を減額。

事務局費では、57万1,000円を追加。主なものといたしまして、広域入所認定こども園運営負担金82万7,000円を追加してございます。

小学校費の学校管理費では、468万8,000円減額してございます。

次の80ページ、お願いいたします。下のほうです。

教育振興費では、37万円減額してございます。

次の82ページお願いいたします。

中学校費の学校管理費では、精査により115万円1,000円を減額してございます。

次の84ページをお願いいたします。

教育振興費では、58万8,000円を減額。

社会教育総務費では、48万8,000円を減額してございます。

次の86ページ、お願いいたします。

生涯学習事業費では、18万7,000円を減額。

公民館運営費では、9万4,000円の追加。主なものといたしまして、需用費光熱水費で55万1,000円を追加してございます。

次の88ページをお願いいたします。

人権教育推進費では、160万7,000円を減額。

青少年対策費では、36万6,000円を減額。

児童館運営費では、50万9,000円を減額。

放課後児童対策費では、89万9,000円を減額してございます。

次の90ページ、お願いいたします。

図書館運営費では、17万4,000円を減額。

文化会館運営費では、143万5,000円を減額してございます。

次の92ページ、お願いいたします。

保健体育総務費では、精査により175万2,000円を減額。

体育施設管理費では、237万6,000円を減額してございます。

次の94ページ、お願いいたします。

10款災害復旧費の農林水産施設災害復旧費の単独災害復旧事業費では、85万円を減額。

現年発生農業用施設災害復旧事業費では、246万円を減額。

現年発生農地災害復旧事業費では、32万円を減額してございます。

公共土木施設災害復旧費の単独災害復旧事業費では、198万円を減額。

現年発生公共土木施設災害復旧事業費では、390万3,000円を減額してございます。

11款公債費、元金では11万3,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

利子では、850万9,000円を減額してございます。

次の98、99ページにつきましては、今回の補正に係る給与費明細書になってございます。恐れ入りますが、お目通しのほどお願いいたします。

続きまして、歳入につきまして説明させていただきますので、12ページをお願いいたします。

12ページ、歳入につきまして説明させていただきます。

これにつきましては、今回の補正に係る財源となっております。

1款町税では、町たばこ税で1,249万円を減額。

入場税では、8万4,000円を減額。

2款地方譲与税の地方揮発油譲与税では、14万8,000円を減額。

3款利子割交付金では、57万5,000円を減額。

6款地方消費税交付金では、1億584万1,000円を追加してございます。

次の14ページお願いします。

10款地方交付税では、8,974万円の追加。

11款交通安全対策特別交付金では、49万6,000円を減額。

12款分担金及び負担金、民生費負担金では、53万1,000円の追加。

災害復旧費分担金では、200万4,000円を減額してございます。

次の16ページお願いいたします。

13款使用料及び手数料、使用料では、合計で131万4,000円を追加。主なものといたしまして、定住促進住宅使用料188万3,000円を追加してございます。

手数料では、合計で266万9,000円追加。主なものといたしまして、可燃・不燃物収集処理手数料183万4,000円を追加してございます。

次の18ページお願いいたします。

14款国庫支出金の民生費国庫負担金では、793万2,000円の追加で、主なものといたしまして、障害者自立支援給付費負担金794万円を追加してございます。

国庫補助金では、次の20ページをお願いいたします。下の合計です。各事業精査によりまして、合計で1,440万5,000円の減額。主なものといたしまして、農村地域防災減災事業補助金916万8,000円を減額してございます。

次の22ページをお願いいたします。

委託金では、合計で473万円を追加してございます。

15款県支出金の県負担金合計では、合計で223万5,000円の追加、主なものといたしまして、障害者自立支援給付費負担金397万円を追加してございます。

次の24ページをお願いいたします。

2項県補助金となっております。

各事業精査により減額となっております。

26ページお願いします。

上の合計です。合計で1,663万円を減額してございます。

委託金では、精査により合計で53万6,000円を減額してございます。

16款財産収入の利子及び配当金では、合計で3万8,000円を追加してございます。

次の28ページお願いいたします。

財産売払収入では、合計で1,371万7,000円を減額してございます。

17款寄附金では、合計で1,256万3,000円を追加。主なものといたしまして、さわやか上富田まちづくり寄附金1,197万3,000円を追加してございます。

18款繰入金の基金繰入金ですが、30ページをお願いいたします。

各基金繰入金合計で、2億9,474万8,000円を減額してございます。主なものといたしまして、減債基金繰入金で1億7,039万9,000円を減額。財政調整基金繰入金で、1億2,225万7,000円を減額してございます。

20款諸収入では、町預金利子で1万円の減額。

納付金では、1,000円の減額。

雑入では、1億7,885万7,000円を追加。主なものといたしまして、32ページをお願いいたします。建設残土処分料1億6,980万2,000円を追加してございます。

21款町債では、各事業精査によりまして5,410万円を減額してございます。

以上が、3月31日をもって専決した内訳でございます。何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第4号につきましてご説明申し上げます。

報告第4号、平成27年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

2款総務費では、情報セキュリティ強化対策事業で1,249万3,000円、個人番号カード交付事業で362万2,000円、3款民生費では、臨時福祉給付金等給付事業で435万5,000円、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業で5,700万円、子ども子育て支援システム改修事業で108万円、9款教育費では、地方創生加速化交付金事業で8,660万円、6事業合計で、1億6,515万円となっております。

財源内訳といたしましては、国県支出金で1億5,170万1,000円、地方債で620万円、一般財源で724万9,000円となっております。

平成28年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

この報告書につきましては、専決第3号と第2条によりご説明申し上げました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条の規定に基づきまして財源内訳とともに報告するものでございます。何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

午前10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時39分

○議長（奥田 誠）

再開します。

引き続き提案理由の説明を求めます。提案理由の説明につきましては、簡潔にお願いをいたします。

住民生活課課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願ひいたします。

私から、報告第5号から報告第8号までご説明いたします。

報告第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第4号、平成27年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）。

平成28年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願ひいたします。

専決第4号、平成27年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）。

平成27年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,010万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,892万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願ひいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款国民健康保険税では、補正前の額から1,388万3,000円を減額し、5億1,177万1,000円と定めています。

2款使用料及び手数料では、補正前の額に9万円を追加。

3款国庫支出金では、補正前の額から6,614万8,000円を減額。

4款療養給付費交付金では、補正前の額から3,779万1,000円を減額。

5款前期高齢者交付金では、補正前の額に731万3,000円を追加。

6款県支出金では、補正前の額に593万8,000円を追加。

7款共同事業交付金では、補正前の額から7,098万6,000円を減額。

8款財産収入では、補正前の額から8,000円を減額。

9款繰入金では、補正前の額から430万1,000円を減額。

1 1 款諸収入では、補正前の額に9 6 7 万 5, 0 0 0 円を追加。

歳入合計といたしまして、補正前の額から1 億7, 0 1 0 万 1, 0 0 0 円を減額し、
2 2 億9, 8 9 2 万 4, 0 0 0 円と定めています。

3 ページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費では、補正前の額から5 2 1 万 8, 0 0 0 円減額し4, 4 2 8 万 6, 0 0 0 円と定めています。

2 款保険給付費では、補正前の額から1 億6 9 5 万円を減額。

3 款後期高齢者支援金等では、補正前額から1, 2 3 0 万 2, 0 0 0 円を減額。

4 款前期高齢者納期金等では、補正前の額から3 6 万 9, 0 0 0 円を減額。

5 款老人保健拠出金では、補正前の額から1 1 万円を減額。

6 款介護納付金では、補正前の額から1, 8 0 9 万 5, 0 0 0 円を減額。

7 款共同事業拠出金では、補正前の額から6, 1 1 3 万 5, 0 0 0 円の減額。

8 款保険事業費では、補正前の額から1, 1 5 9 万 1, 0 0 0 円を減額。

9 款基金積立金では、補正前の額に4, 9 9 9 万 3, 0 0 0 円を追加。

1 0 款公債費では、補正前の額から1 5 0 万円を減額。

4 ページをお願いします。

1 1 款諸支出金では、補正前の額から1 8 2 万 4, 0 0 0 円を減額。

1 2 款予備費では、補正前の額から1 0 0 万円を減額。

歳出合計といたしまして、補正前の額から1 億7, 0 1 0 万 1, 0 0 0 円を減額し、
2 2 億9, 8 9 2 万 4, 0 0 0 円と定めています。

次の5 ページから7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いたします。

8 ページ、9 ページをお願いします。

2、歳入です。

1 款国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税では、6 0 2 万 8, 0 0 0 円を減額。

2 目退職被保険者等国民健康保険税では、7 8 5 万 5, 0 0 0 円を減額。

1 0 ページ、1 1 ページをお願いいたします。

2 款使用料及び手数料、1 目催促手数料では9 万円を追加。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金では、合計で3, 1 5 3 万 2, 0 0 0 円を減額しています。

1 2 ページ、1 3 ページをお願いいたします。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金では3, 461万6, 000円を減額しています。

4 款療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金では、3, 779万1, 000円を減額。

5 款前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金では、731万3, 000円を追加。

6 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金では、700万7, 000円を減額。

2 目特定健康診査等負担金では、17万6, 000円を減額。

3 目県調整交付金では、1, 346万4, 000円を追加しています。

14 ページ、15 ページをお願いします。

2 項県補助金、1 目財政対策補助金では、34万3, 000円を減額。

7 款共同事業交付金では、合計で7, 098万6, 000円を減額しています。

8 款財産収入、1 目利子及び配当金では、国民健康保険基金預金利子8, 000円を減額しています。

16 ページ、17 ページをお願いいたします。

9 款繰入金、1 目一般会計繰入金では、430万1, 000円を減額しています。

11 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料では、合計で922万8, 000円を追加しています。

11 款諸収入、2 項町預金利子では、1, 000円を減額しゼロ円としてございます。

3 項雑入では、合計で44万8, 000円を追加。

18 ページ、19 ページをお願いします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費では、合計で465万9, 000円を減額。

2 項徴税费では、52万3, 000円の減額。

3 項運営協議会会費では、3万6, 000円を減額しています。

いずれも、それぞれの所要の経費の精査を行ってございます。

20 ページ、21 ページをお願いします。

2 款保険給付費、1 項療養諸費では、合計で8, 464万7, 000円の減額。

2 項高額療養費では、次の22、23 ページをお願いします。合計で1, 699万8, 000円を減額しています。それぞれの保険給付費の精査を行ってございます。

3 項移送費では、給付がありませんでしたので、2, 000円を減額しゼロ円としてございます。

4 項出産育児諸費では、507万5, 000円を減額。

24、25ページをお願いします。

5項葬祭諸費では、21万円を減額しています。

3款後期高齢者支援金等で、1,230万2,000円の減額。

4款前期高齢者納付金等では、36万9,000円の減額をしてございます。それぞれの額の決定により減額を行ってございます。

26ページ、27ページをお願いします。

5款老人保健拠出金では、額の決定により11万円を減額してございます。

6款介護納付金では、1,809万5,000円を減額しています。

7款共同事業拠出金では、合計で6,113万5,000円を減額してございます。

8款保険事業費、1項特定健康診査等事業費では、28ページ、29ページをお願いします。658万9,000円を減額してございます。それぞれの主要な経費の精査を行ってございます。

2項保健事業費につきましても、それぞれの主要の経費の精査を行い、500万2,000円を減額してございます。

9款基金積立金、1目国民健康保険基金積立金では、4,993万3,000円を追加措置してございます。

これにより、27年度の基金の残高は2億9,010万9,645円となる見込みとなっております。

30、31ページをお願いします。

10款公債費では、一時借入金がございませんでしたので、150万円全額を減額してございます。

11款諸支出金では、合計で182万4,000円を減額。

12款予備費では、100万円を減額してございます。

32ページ、33ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、報告第6号についてご説明いたします。

報告第6号、専決処分承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第5号、平成27年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）

平成28年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第5号、平成27年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）。

平成27年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,045万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,825万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款保険料では、補正前の額から1,000万円を減額し、8,589万2,000円と定めています。

2款繰入金では、補正前の額から40万7,000円を減額。

4款諸収入では、補正前の額から4万9,000円を減額。

5款使用料及び手数料では、補正前の額に3,000円を追加。

歳入合計といたしまして、補正前の額から1,045万3,000円を減額し、2億5,825万4,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額から21万8,000円を減額し、1,039万3,000円と定めています。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額から1,000万円を減額。

3款保険事業費では、補正前の額から4万1,000円を減額。

4款公債費では、補正前の額から18万8,000円を減額。

5款諸支出金では、補正前の額から6,000円を減額。

歳出合計といたしまして、補正前の額から1,045万3,000円を減額し、2億5,825万4,000円と定めています。

次の5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

8ページ、9ページをお願いします。

2、歳入です。

1 款保険料、1 目後期高齢者保険料では、1, 0 0 0 万円の減額。

2 款繰入金、1 目一般会計繰入金では、4 0 万7, 0 0 0 円の減額。

4 款諸収入につきましては、それぞれ精査を行ってございます。

1 0 ページ、1 1 ページをお願いします。

5 款使用料及び手数料では、3, 0 0 0 円を追加してございます。

1 2 ページ、1 3 ページをお願いします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費では、1 5 万9, 0 0 0 円の減額。

2 項徴収費では、5 万9, 0 0 0 円の減額。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金では、納付金の確定により1, 0 0 0 万円を減額してございます。

3 款保健事業費、1 目保健衛生普及費では、4 万1, 0 0 0 円を減額。人間ドックの補助金を減額してございます。

1 4 ページ、1 5 ページをお願いします。

4 款公債費につきましては、一時借入金がございましたので1 8 万8, 0 0 0 円を減額してございます。

5 款諸支出金、1 目保険料還付金では、6, 0 0 0 円を減額してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、報告第7号についてご説明いたします。

報告第7号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第6号、平成27年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）。

平成28年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第6号、平成27年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）。

平成27年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3, 2 5 6 万3, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1 4 億1, 5 5 8 万6, 0 0 0 円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款保険料では、補正前の額から979万5,000円を減額し、2億6,166万8,000円と定めています。

2款使用料及び手数料では、補正前の額から8,000円を追加。

3款国庫支出金では、補正前の額から378万9,000円を減額。

4款支払基金交付金では、補正前の額から872万2,000円を減額。

5款県支出金では、補正前の額に91万8,000円を追加。

7款繰入金では、補正前の額から891万2,000円を減額。

8款繰越金では、補正前の額から1万円を減額。

9款諸収入では、補正前の額に223万9,000円を追加。

10款町債では、補正前の額から450万円を減額。

歳入合計といたしまして、補正前の額から3,256万3,000円を減額し、14億1,558万6,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額から75万3,000円を減額し、3,811万8,000円と定めています。

2款保険給付費では、補正前の額から3,032万5,000円を減額。

3款公債費では、補正前の額から150万円を減額。

4款地域支援事業費では、補正前の額から5万8,000万円を減額。

6款諸支出金では、補正前の額に7万3,000円を追加。

歳出合計といたしまして、補正前の額から3,256万3,000円を減額し、14億1,558万6,000円と定めてございます。

4ページをお願いします。

第2表、地方債補正の廃止でございます。

財政安定化基金貸付金450万円につきましては、決算見込みによりまして借りる必

要がなくなりましたので、今回廃止させていただきます。

次の5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくお願いいたします。

8ページ、9ページをお願いします。

2、歳入です。

1款保険料、1目第1号被保険者保険料では、979万5,000円を減額。

2款使用料及び手数料では、8,000円を追加。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では、106万4,000円を追加。

2項国庫補助金では、合計で485万3,000円を減額。

4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金では、872万2,000円を減額してございます。

10ページ、11ページをお願いします。

5款県支出金、1項県負担金では、1目介護給付費負担金では94万7,000円を追加。

2項県補助金では、合計で2万9,000円を減額しています。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、12ページ、13ページをお願いします。合計で891万2,000円を減額してございます。

8款繰越金では、繰上充用をしていますので、繰越金はありませんので減額させていただいております。

9款諸収入、1項町預金利子では、1,000円の減額。

2項雑入では、合計で224万円の追加をしてございます。

10款町債、1項財政安定化基金貸付金では、県からの貸付を受けなかったため450万円全額を減額してございます。

14ページ、15ページをお願いします。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費では、97万4,000円の減額。それぞれの所要の経費の精査を行ってございます。

2項の徴収費、3項介護認定調査費につきましても、それぞれの所要の経費の精査を行ってございます。

16ページ、17ページをお願いします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者に係る分でございます。合計で1,736万8,000円を減額しています。それぞれの介護サー

ビス費の精査を行ってございます。

18ページ、19ページをお願いします。

2項介護予防サービス等諸費につきましては、要介護認定者に係る分でございます。合計で1,225万5,000円を減額してございます。それぞれの介護予防費の精査を行ってございます。

3項その他諸費では、8万4,000円を減額しています。

20ページ、21ページをお願いします。

4項高額介護サービス等費では、合計で48万9,000円を追加。

5項高額医療合算介護サービス等費では、143万4,000円を追加しています。

6項特定入所者介護サービス等費につきましては、施設入所者の食事、居住費に係る分でございます。合計で254万1,000円を減額しています。

22ページ、23ページをお願いします。

3款公債費、1目利子につきましては、150万円を減額してございます。一時借入金はございませんでしたので減額をさせていただいてございます。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費では、それぞれの所要の経費の精査により、合計で39万1,000円を減額しています。

24ページ、25ページをお願いします。

2項包括的支援事業・任意事業費につきましても、それぞれの所要の経費の精査により、次の26、27ページをお願いします。合計で33万3,000円を追加しています。

6款諸支出金、2目保険料還付金では、7万3,000円を追加してございます。

次の28ページ、29ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第8号についてご説明いたします。

報告第8号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第7号、平成27年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第2号）。

平成28年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第7号、平成27年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第2号）。

平成27年度上富田町の特別会計診療所事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ809万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,949万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款診療収入では、補正前の額に56万6,000円を追加し、1,286万7,000円と定めてございます。

2款使用料及び手数料では、補正前の額から3万5,000円を減額。

3款繰入金では、補正前の額から862万3,000円を減額。

4款諸収入では、補正前の額に1,000円を追加。

歳入合計といたしまして、補正前の額から809万1,000円を減額し、2,949万4,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額から366万6,000円を減額し、2,402万7,000円と定めています。

2款医業費では、補正前の額から420万を減額。

3款公債費では、補正前の額から22万5,000円を減額。

歳出合計といたしまして、補正前の額から809万1,000円を減額し、2,949万4,000円と定めています。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入。

1款診療収入、1項外来収入では、合計で31万1,000円を追加。

2項その他の診療収入では、25万5,000円を追加。

2款使用料及び手数料では、3万5,000円を減額しています。

8ページ、9ページをお願いします。

3款繰入金では、一般会計繰入金862万3,000円を減額してございます。

4款諸収入では、1,000円を追加しています。

10、11ページをお願いします。

3、歳出。

1款総務費につきましては、所要の経費の精査を行い、366万6,000円を減額してございます。

2款医業費につきましても、所要の経費の精査を行い、次の12ページ、13ページをお願いします。合計で420万円を減額しています。

3款公債費につきましても、一時借入金はございませんでしたので22万5,000円を減額してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第9号をご説明させていただきます。

報告第9号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第8号、平成27年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）。

平成28年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第8号、平成27年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）。

平成27年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,501万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,901万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

今回、事業費の確定によりまして精査してございます。

2款繰入金、補正前の額から5,000万円を減額してゼロ円。

3款諸収入、補正前の額に1,498万5,000円を追加し、5億7,900万2,000円。

歳入合計では、補正前の額から3,501万5,000円を減額し、5億7,901万2,000円と定めてございます。

歳出でございます。

歳出につきましても精査してございます。

1款宅地造成費、補正前の額から2億851万5,000円を減額し、1億8,557万円。

2款公債費、補正前の額から650万円を減額しています。

歳出合計では、補正前の額から3,501万5,000円を減額し、5億7,901万2,000円と定めてございます。

次の、3ページから5ページの事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

6、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上富田町企業用地造成事業基金繰入金、補正前の額から5,000万円を減額してゼロ円。

宅地造成事業収入、補正前の額から4,021万9,000円を減額し、5億2,163万円。

雑入、補正前の額に5,520万4,000円を追加し、5,737万1,000円としてございます。

8、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

宅地造成事業費、今回精査によりまして、補正前の額から1,239万5,000円を減額し、1億4,991万8,000円としてございます。

続きまして、残土処理場事業費、補正前の額から1,612万円を減額し、3,565万2,000円としてございます。

公債費、利子、補正前の額から650万円を減額しゼロとしてございます。一時借入金利子の減額でございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

私のほうからは、報告第10号についてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

報告第10号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第9号、平成27年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）。

平成28年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第9号、平成27年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）。

平成27年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ106万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,035万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

なお、補正につきましては、事業の精査によるものでございますので、よろしくお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款繰入金、1,000円を減額。

3款諸収入、107万円を追加。

歳入合計では、既定額に106万9,000円を追加して、1,035万5,000円と定めております。

歳出では、1款総務費、106万9,000円を追加。

歳出合計では、既定額に106万9,000円を追加して、1,035万5,000

円と定めております。

次の3ページから5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入でございます。

2款繰越金、1目繰越金で、既定額から1,000円を減額。

3款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金で、既定額から1,000円を減額。

2項町預金利子、1目町預金利子で既定額から1,000円を減額。

3項貸付金元利収入、1目奨学事業貸付金元利収入で107万2,000円を追加して1,035万2,000円と定めてございます。これにつきましては、5件の繰上償還による120万円の増額と滞納繰越分12万8,000円の減額となっております。

8ページ、9ページをお願いします。

3、歳出では、1款総務費、1目一般管理費で106万9,000円を追加しております。主なものとしましては、21節の奨学貸付金141万6,000円の減額と、25節奨学基金積立金248万8,000円の追加となっております。

なお、最終貸付件数につきましては、新規10件、継続22件、合計32件の698万8,000円となっております。また、平成27年度末の基金残高は、769万1,493円の見込みとなっております。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、三栖君。

○上下水道課長（三栖啓功）

よろしく申し上げます。

私からは、報告第11号、報告第12号についてご説明申し上げます。

報告第11号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第10号、平成27年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）。

平成28年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第10号、平成27年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）。

平成27年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ324万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,911万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入。

歳入につきましては、今回、事業費の確定により、減額を初めとする補正でございます。

分担金及び負担金でございます。補正前の額に38万2,000円を追加しております。

使用料及び手数料で、164万4,000円を減額しております。

財産収入、1,000円を減額しております。

繰入金、198万4,000円を減額しております。

諸収入、1,000円を減額しております。

歳入合計としましては、補正前の額に324万8,000円を減額し、1億8,911万6,000円と定めております。

歳出でございます。

1、農業集落排水事業の補正前の額に312万3,000円を減額しております。

公債費としまして、12万5,000円を減額しております。

歳出合計としまして、補正前の額に324万8,000円を減額し、1億8,911万6,000円と定めております。

歳入歳出の補正予算事項別明細書の総括、3ページ、4ページ、5ページについてはお目通しのほうをよろしくをお願いします。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

歳入。

1款分担金及び負担金でございます。農業集落排水事業負担金、補正前の額に38万2,000円を追加しております。

2款使用料及び手数料でございます。農業集落排水事業使用料、補正前の額に164万4,000円を減額しております。

3款財産収入でございます。利子及び配当金で1,000円減額しております。

4款繰入金でございます。一般会計繰入金として、198万4,000円を減額しております。

5款諸収入、町預金利子でございます。1,000円を減額しております。

次の10ページのほうをお願いします。

歳出でございます。

3、歳出。

1款農業集落排水事業、総務費でございます。補正前の額に70万5,000円を減額しております。

2、施設維持管理費でございます。補正前の額に241万8,000円を減額しております。

合計といたしまして、補正前の額に312万3,000円を減額し、7,146万8,000円と定めております。

2款公債費としまして、利子、補正前の額に12万5,000円を減額しております。

合計としましては、補正前の額に12万5,000円を減額し、1億1,764万8,000円と定めております。

次のページをお願いします。

12ページの給与費明細書については、お目通しのほうをよろしくをお願いします。

どうぞ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第12号について説明申し上げます。

報告第12号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第11号、平成27年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第3号）。

平成28年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第11号、平成27年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第3号）。

平成27年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ494万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,793万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出の補正予算。

歳入でございます。

歳入につきましては、今回、事業費の確定により精査しております。

分担金及び負担金でございます。補正前の額に644万8,000円を追加しております。

使用料及び手数料で、79万円を減額しております。

財産収入としまして、1万3,000円を減額しております。

繰入金、624万7,000円を減額しております。

繰越金で、94万7,000円を追加しております。

諸収入として、559万8,000円を追加しております。

町債、100万円の減額でございます。

歳入合計といたしまして、補正前の額に494万3,000円を追加し、3億3,793万1,000円と定めております。

歳出でございます。

歳出につきましては、今回事業費の確定により精査しております。

公共下水道事業、補正前の額に770万2,000円を追加しております。

公債費としまして、275万9,000円を減額しております。

歳出合計としまして、494万3,000円を追加し、3億3,793万1,000円と定めております。

4ページをお願いします。

地方債補正でございます。

第2表、地方債補正、変更でございます。

事業費の確定により、限度額8,650万円から100万円を減額し、8,550万円と定めております。

5ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございます。これにつきましては、5ページ、6ページ、7ページは、お目通しのほうお願い申し上げます。

8ページをお願いします。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金でございます。公共下水道受益者負担金でございます。補正前の額に644万8,000円を追加しております。

2款使用料及び手数料でございます。公共下水道使用料でございます。補正前の額に79万円を減額しております。

財産収入でございます。利子及び配当金で、1万3,000円を減額しております。

繰入金でございます。一般会計繰入金で、補正前の額に638万2,000円を減額しております。

10ページをお願いします。

繰入金でございます。下水道事業基金繰入金でございます。補正前の額に13万5,000円を追加しております。

繰越金でございます。繰越金、補正前の額に、94万7,000円を追加しております。

諸収入、町預金利子でございます。補正前の額に1,000円減額しております。

諸収入、雑入として559万9,000円を追加しております。

町債、公共下水道事業債でございます。補正前の額に100万円減額しております。

12ページをお願いします。

3、歳出でございます。

1款公共下水道事業費でございます。公共下水道事業費、1,745万円を追加しております。

下水道事業基金が基金として、1,539万5,000円を追加しています。これによって、平成27年度の基金総額は2億5,578万3,550円となる見込みでございます。

2、施設維持管理費でございます。補正前の額に974万8,000円を減額しております。

次のページをお願いします。

これによりまして、合計としまして補正前の額に770万2,000円を追加し、合計2億2,472万3,000円と定めております。

2款公債費でございます。利子として275万9,000円を減額して、合計としましては補正前の額に275万9,000円を減額し、1億1,320万8,000円と

定めております。

16ページをお願いします。

16ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

私からは、議案第49号についてご説明申し上げます。

議案第49号。

上富田町火入れに関する条例の一部を改正する条例。

上富田町火入れに関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町火入れに関する条例の一部改正。

上富田町火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、田辺市消防本部の組織改革に伴い上富田町消防署から上富田分署に名称を変更されたことから、本条例に引用している事項を改めるための一部改正でございます。

それでは、改正条文をお願いします。

第15条中「消防署長」を「分署長」に改める。

第16条第1項（見出しを含む。）中「消防署長」を「分署長」に改める。

附則で、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するとしてございます。

最後のページに新旧対照表を添付していますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、樫原君。

○総務政策課企画員（樫原基史）

議案第50号につきましてご説明いたします。

議案第50号、平成28年度上富田町一般会計補正予算（第1号）

平成28年度上富田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億35万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8,835万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入につきまして、14款国庫支出金では、補正前の額に2,883万2,000円を追加し、5億9,849万8,000円と定めてございます。

18款繰入金では、補正前の額に3,202万6,000円を追加し、1億3,798万5,000円に。

21款町債では、補正前の額に2億3,950万円を追加し、6億2,100万円に。

歳入合計では、補正前の額に今回3億35万8,000円を追加し、57億8,835万8,000円と定めてございます。

次に、歳出につきまして、9款教育費で、補正前の額に3億35万8,000円を追加し、7億1,747万4,000円と定めてございます。

歳出合計では、補正前の額に今回3億35万8,000円を追加し、57億8,835万8,000円と定めてございます。

3ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

追加で、学校給食施設整備事業で平成29年度までの期間で、限度額を9億円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。

追加で、学校給食施設整備事業で、限度額を2億3,950万円としてございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算と変わりございませんので、恐れ入りますがお目通しのほどお願いいたします。

5ページお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、このページから7ページまで

は、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきましてご説明いたしますので、8ページ、お願いいたします。

歳入につきまして、14款国庫支出金では、教育費国庫補助金で学校施設環境改善交付金2,883万2,000円を措置。

18款繰入金では、財政調整基金繰入金で3,202万6,000円を追加。

21款町債では、教育債で学校給食施設整備事業債2億3,950万円を措置してございます。

次に、歳出につきまして説明しますので、10ページお願いいたします。

歳出につきまして、9款教育費、学校給食施設整備事業費で今回3億35万8,000円を追加してございます。主なものといたしまして、11ページをお願いいたします。委託料のほうですが、国庫補助金内示をいただきましたので、当初予算と計上いたしました基本調査委託料のところ今回100万円を減額し、今回、学校給食施設設計監理委託料で3,000万円及び保安林解除申請業務委託料で120万1,000円を措置してございます。

工事請負費では、学校給食施設建設工事請負費で2億円の措置。

公有財産購入費では、土地購入費6,500万円を措置してございます。

負担金、補助及び交付金では、水道加入負担金495万7,000円を措置してございます。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

私からは、議案第51号と議案第52号についてご説明申し上げます。

議案第51号、町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙町道の路線を認定する。

記。

別紙のとおり。

平成28年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

お手元の参考資料によりまして、路線番号、路線名等でご説明いたします。

1枚おめくりをお願いいたします。

認定路線調書でございます。

路線番号5056、路線名大内谷南紀ノ台線につきましては、新設道路で、新川2号

橋から南紀ノ台パブリック町内会入り口まで、延長が1,446.72メートルとなっております。

なお、認定路線調書の次に、認定位置図を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第52号をお願いいたします。

議案第52号、町道路線の変更について。

道路法第10条第2項の規定に基づき、別紙町道の路線を変更する。

記。

別紙のとおり。

平成28年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

こちらにつきましても、参考資料によりまして、路線番号、路線名等でご説明いたします。

まず、路線変更調書で、路線番号1046、路線名新川南線につきましては、延長の変更はなく、幅員の拡幅による変更でございます。幅員の最大5.5メートルから9メートルに変更をお願いするものであります。

なお、路線変更調書の次に変更位置図を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△日程第3 報告第1号

○議長（奥田 誠）

日程第3 報告第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより報告第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第4 報告第2号

○議長（奥田 誠）

日程第4 報告第2号、上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第2号、上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第5 報告第3号

○議長（奥田 誠）

日程第5 報告第3号、平成27年度上富田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

減額補正でありますので、歳出34ページから歳出全体ではございませんか。

○議長（奥田 誠）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

55ページの保育所運営費の賃金のところで、臨時職員賃金が、415万3,000円が減額になっている理由を聞きたいなど。もう一括でいいですか、ほかも。

○議長（奥田 誠）

一括でいいですよ。

○5番（九鬼裕見子）

それと、59ページの保健衛生のところで13の委託料の妊婦健診委託料も260万円が減額になっている理由と、61ページの予防費の委託料が1,521万1,000円、これもかなり減額になっているはなぜかというのと、69ページの商工費のところで積立金の事業所等立地促進基金積立金というのは、これはどういう事業なのかご説明をお願いします。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、中松君。

○住民生活課企画員（中松秀夫）

よろしく申し上げます。

5番、九鬼議員のご質問にお答えいたします。

保育所の臨時賃金の減額についてでございますが、臨時職員については、現在49名、なのはな保育所で26人、それからはるかぜで23名ということで雇用してございまして、精査により減額してございます。

以上でございます。

（「なぜ」の声あり）

○議長（奥田 誠）

減額理由は。人数が少なくなったとか、理由を言わないと。

○住民生活課企画員（中松秀夫）

失礼いたしました。

27年度で予定しておりました臨時の雇用の人数が予定より少なくなった、減額ということでございます。

(「議長、わからん。なぜ」の声あり)

○議長(奥田 誠)

理由は、雇用人員が少なくなった理由でよろしいですか。

理由は、雇用を減らしたのではなしに精査した結果、減額となったという意味で、理由となります。

○住民生活課企画員(中松秀夫)

もう一度ご説明いたします。

一年間精査しました結果、雇用が少なくなったということで減額してございます。

○議長(奥田 誠)

妊産婦、59ページの260万円の減額。

住民生活課企画員、木村君。

○住民生活課企画員(木村陽子)

私のほうからは、59ページの委託料、妊婦健診委託料の減額の理由についてお答えいたします。

妊婦健康診査につきましては、当初の見込みで出生数を予想しながら1件委託料が9万1,190円という上限でございますので、それで当初の予算を出したんですけれども、実際の届け出数が見込みよりも少なかったために大幅の減額という形になります。当初予定の見込み違いによる減額ということになります。

61ページの予防費の委託料の減額につきましては、主なものとしましては、予防接種委託料につきまして630万円減額というところでは、接種率につきましてはほぼ昨年と変わらない、小児の分につきましては接種率が落ちたというわけではなくて、これも当初の見込みの出生数の見込み違いによる減額ということになります。

続きまして、動脈硬化検診委託料につきましても300万円減額させていただいております。これにつきましては、和歌山医大とご協力いただいておりますので、3年目となりました27年度でも当初の人数を予定していたんですけれども、かなり少ない受診数であったための減額ということになります。

委託料で主に大きく減額した分というのは、その3つに当たるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長(奥田 誠)

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

私のほうからも、5番の九鬼議員さんの質問にお答えいたします。

まず、事業所等立地促進基金積立金ですが、現在600万、町の積み立てがなかったために、今後の企業誘致活動のために5,000万円を新たに積み立てたということでございます。

これは、それぞれ条例、要綱等ございまして、要綱の中の目的を見ますと、本町における事業所等の新設と並びに経営の安定需要を行うものに対し必要な措置を講じ、産業の振興及び雇用機会の維持、拡大を図るということを目的ということであっておりますので、これに基づいての奨励費の積立金ということになっております。

以上です。

○議長（奥田 誠）

ほかに質疑はございませんか。

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

67ページの19負担金、補助及び交付金の地域ため池総合整備事業負担金が335万円減額、それからその下の委託料、ため池ハザードマップ作成業務委託料、これも916万8,000円の減額。減額の理由をすみませんがお願いします。

○議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

7番、大石議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、下の13、委託料、ため池ハザードマップ作成業務委託料でございますが、これの916万8,000円の減額につきましては、町内10業者で入札をしております。その入札差額でございます。

（「入札の落札価格はわからないか」の声あり）

○産業建設課企画員（川口孝志）

ちょっと今現在は、それについてはわかりません。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

上の整備事業負担金335万円の減額。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

ため池については県営工事でやっていただいているので、県のほうでやって町が負担金を持つ。県が国からの、要するに補助金の枠が下がったために、これが下がるというような格好になっているんです。今後とも、この事業については県で相当やっていただけるんですけども、今の状況であつたら土地改良事業の枠が少ない。国のほうで少ないので、できたら予算内容はたくさんつけてほしいと要望しますけれども、今は下がっているというのは現状なんです。そういうことをご理解いただけるようにお願いします。

○議長（奥田 誠）

ほかに質疑はございませんか。

3番、榎木君。

○3番（榎木正行）

すみません。63ページの委託料じゃなくて、扶助費なんですけれども、補装具関係と、障害者の一千何百万とこれのマイナスの面、ちょっと教えてもらえませんか。

○議長（奥田 誠）

63ページの委託料が……

○3番（榎木正行）

ごめんなさい、53ページ。ごめんなさい。

○議長（奥田 誠）

53ページ。

○3番（榎木正行）

扶助費の件なんですけれども。

○議長（奥田 誠）

扶助費の。

○3番（榎木正行）

はい。

補装具と、障害……1, 100万超えるのどこにあるかな。

（「扶助費」の声あり）

○3番（榎木正行）

扶助費ね。これの内訳だけ教えてくださいませんか。

○議長（奥田 誠）

53ページの扶助費の補装具給付費の186万2,000円と障害福祉サービス等給付費の1,172万6,000円の減額と。

○3番（榎木正行）

はい、その減額だけ、よろしく。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、栗田君。

○住民生活課企画員（栗田信孝）

よろしく願いいたします。

3番、檜木議員の質問にお答えいたします。

障害福祉サービス給付費の減額につきましては、19種類の各種サービスで2,500以上のサービス提供があります。国のサービス提供により、年々扶助費が増加しているのが現状でございます。

また、医療費と同じで予算推測が難しく、当初予算よりサービス提供が下回ったため、減額としております。しかし、昨年度より1,000万以上の支出がふえているのが現状でございます。

続きまして、身体障害者の補装具給付費でございますけれども、車椅子の購入及び修理、補聴器の購入及び修理、また、義手、義足、歩行器等で25件分でございます。申請が少なかつたため、予定より減額しておるのが現状でございます。

以上、よろしく願いいたします。ご理解お願いいたします。

○議長（奥田 誠）

ほかに歳出全体で質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

なければ歳入全体で質疑をおこないます。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

ないようです。

全体でございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

それでは、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第3号、平成27年度上富田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

正午になりますが、少しおくれると思いますが議事を進めたいと思いますので、ご了解をお願いします。

△日程第6 報告第4号

○議長（奥田 誠）

日程第6 報告第4号、平成27年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第4号、平成27年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第7 報告第5号

○議長（奥田 誠）

日程第7 報告第5号、平成27年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

29ページの間ドックの委託料が減額になっているんですが、どのような理由からでしょうか。お願いします。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

5番、九鬼裕見子議員さんの質問にお答えいたします。

平成27年につきましては、今までは1割負担だったところを1割5分負担にさせていただきました。平成27年度の数ですけれども、1日ドックが131人、1日と脳で97人、脳で48人と、合計で276人になってございます。

ちなみに26年度は、1日が133人、1日プラス脳が123人、脳で63人、合計319人で、43名の減額となっております。理由といたしましては、0.5割負担がふえたところにも理由があるかと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（奥田 誠）

ほかに質疑はございませんか。

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

ちょっと教えていただきたいんですけども、全体的に1億7,000万の予算減っているんですが、保険給付費も1億減っています。これはやっぱり保険を利用する患者さんが減ったというように理解してよろしいですか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

7番、大石議員さんのご質問にお答えします。

予算につきまして、26年の状況とか、最大予算については、予算を計上させていただいております。最終的には、今のようにつきましても専決予算のほうで減額というこ

とにさせていただいております。医療費につきましては、若干少なく見ております。ただ、予算上、最大限予算を組ませていただく関係上、専決で減額となる場合があります。よろしいですか。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

前年度からの状況は予定の範囲内というようなことでよろしいですか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

7番、大石議員さんのご質問にお答えします。

予定の範囲内といいますか、昨年、まだ医療費の伸びについてはちょっとあれしておりませんが、若干ずつ伸びておりますけれども、先ほど言いましたように、予算につきましては昨年の状況で最大限高いところで計上させていただいておりますので、今回は専決により減額となりました。

○議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第5号、平成27年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第8 報告第6号

○議長（奥田 誠）

日程第8 報告第6号、平成27年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

歳入歳出一括でお願いします。

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

これも教えていただきたいんですが、保険料収入が改正前9,500万円で、補正額1,000万円の減額になっているんですけども、この減額幅が大きいんですが、これは精査というよりもやっぱり見込み違いということによろしいですか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

7番、大石議員さんのご質問にお答えします。

保険料につきましては、12分の1.2が保険料で、第1号被保険者から徴収させていただきます。これにつきましては、県の広域連合のほうで計算して、それぞれの市町村の負担金を見込んで算出しております。見込みにつきましては、医療費の伸びとか、もっと言えば被保険者の伸び、そしてまた所得の見込み、これは2年前の所得によって見込みを出してきますので、実際、所得が確定した関係で、今回大幅な1,000万円の減額があったんですけども、2年か3年前の所得で譲渡所得が多かった、それを参考にして予算を組んでいるようでございます。今回は予算が確定しまして、大幅な減額となっております。

以上です。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

結局、その仕組みなんですけれども、この予算組んだときにもう、広域連合のほうから大体の計算を教えてもらってそれで組んで、最後、決算も広域連合のほうでやってもらう、こういうような流れでいいんですか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

そのようになります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これより報告第6号、平成27年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第9 報告第7号

○議長（奥田 誠）

日程第9 報告第7号、平成27年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

歳入歳出一括でお願いします。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

25ページの下の方なんですが、委託料のところ任意事業費の委託料が減額になって、生活支援体制整備事業委託料が395万円が減額になっていて、その上の委託料へ移動しているんですけども、これは理解できないので説明してください。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、宮本君。

○住民生活課企画員（宮本真里）

5番、九鬼議員さんの質問にお答えします。

生活支援体制整備事業委託料、初めに任意事業で組んでいたんですが、組み誤りでした、この生活支援体制整備事業委託料につきましては、地域における高齢者の日常生活上の支援体制の強化という意味合いがありますので、この4目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費に当てはまるということで補助金の事業でありますので、組み替えさせていただきましてこういうことになっております。よろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第7号、平成27年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件について採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第10 報告第8号

○議長（奥田 誠）

日程第10 報告第8号、平成27年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第2号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、松井君。

○1 番（松井孝恵）

診療所のことなんですけれども、4月に先生がかわられて、徐々に患者さんもふえつつあるとお聞きしているんですが、今後、往診とかされるでしょうと予想されるんですが、先生は車の免許持っていないので、今後、車とかその手当をどのように考えておられるか。また、保険なんかも入らなかあかんと思うので、その辺どうお考えになりますか。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

まず、4月は、精査したところ、患者は約12人ほどふえたらしいんです。ただ、非常に残念なのは、この12人の方たちは南和歌山医療センターで紹介された、要するに町外の方が多いらしいです。地元がふえていないのが実情です。

往診については、先生はしますよと言ってくれた。そういうことを愛郷会とか財産区で言ったら、リースの中でも検討しようかということを検討してくれたんですけども、リースするよとまではまだいっていないんです。将来的には、やはり町ですか、地元のほうでリース契約して車を借りていただくかということになってくるが、ちょっとまだ様子を見ているというのが実情です。ここ二、三カ月は、できたらどう患者の動向を見るかということで、ご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これより報告第8号、平成27年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第2号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第11 報告第9号

○議長(奥田 誠)

日程第11 報告第9号、平成27年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第3号)の専決処分を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

歳入歳出一括でお願いします。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第9号、平成27年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第12 報告第10号

○議長(奥田 誠)

日程第12 報告第10号、平成27年度上富田町特別会計奨学事業補正予算(第1

号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

歳入歳出一括でお願いします。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第10号、平成27年度上富田町特別会計奨学事業補正予算(第1号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第13 報告第11号

○議長(奥田 誠)

日程第13 報告第11号、平成27年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

歳入歳出一括でお願いします。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第11号、平成27年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第14 報告第12号

○議長(奥田 誠)

日程第14 報告第12号、平成27年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

歳入歳出一括でお願いします。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第12号、平成27年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第15 議案第49号

○議長（奥田 誠）

日程第15 議案第49号、上富田町火入れに関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第49号、上富田町火入れに関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第50号

○議長（奥田 誠）

日程第16 議案第50号、平成28年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

歳入歳出一括でお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第50号、平成28年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第17 議案第51号

○議長（奥田 誠）

日程第17 議案第51号、町道路線の認定についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第51号、町道路線の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第18 議案第52号

○議長(奥田 誠)

日程第18 議案第52号、町道路線の変更についての件について質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第52号、町道路線の変更についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

皆さんにご報告をいたします。

上富田町議会の申し合わせにより、議長の任期2年が参りました。私、議長から辞職願を提出させていただきますので、午後1時45分まで休憩をします。再開後は副議長と交代いたしますので、よろしくお願ひします。

1時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時16分

再開 午後 1時44分

○副議長（山本明生）

再開します。

ただいま奥田議長から、議長の辞職願が提出されました。

地方自治法第106条の規定によりまして、まことにふなれではございますが、議長の職を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

奥田議長さんの仮議席を報告いたします。

仮議席としまして、13番議席とします。

お諮りします。

上富田町議会議長の辞職許可についての件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（山本明生）

よって、上富田町議会議長の辞職許可についての件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決しました。

△追加日程第1 辞職第1号

○副議長（山本明生）

日程第1 上富田町議会議長の辞職許可についての件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、奥田誠君の退席を求めます。

（4番 奥田 誠君 退席）

○副議長（山本明生）

事務局より辞職願を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読します。

辞職第1号、平成28年5月20日、上富田町議会副議長山本明生殿。

上富田町議会議長奥田誠。

辞職願。

このたび、議会の申し合わせにより議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願いいたします。

以上です。

○副議長（山本明生）

お諮りします。

ただいま事務局長より朗読しましたとおり、奥田誠君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（山本明生）

よって、奥田誠君の議長の辞職を許可することに決定しました。

（4番 奥田 誠君 着席）

ただいま、奥田誠君の議長の辞職は許可されましたので、これをご報告いたします。

奥田誠君よりご挨拶をお願いします。

○議長（奥田 誠）

皆さん、こんにちは。

辞職に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私は平成26年5月20日の臨時会におきまして、歴史と伝統ある上富田町議会第26代議長に就任をさせていただき、はや2年がたちます。この2年間に振り返ってみますと、開かれた議会を目指して、昨年3月議会において、当議会で初めてとなる予算審査特別委員会並びに9月議会では、今後の対策として学校給食対策特別委員会を設置し、決算審査特別委員会の議長、監査委員を除く全議員で審査を行い、議会改革を行ってきたところであります。

また、昨年の紀の国わかやま国体では、高円宮妃殿下をお出迎えし、サッカーを観戦しながらお話をさせていただくことができ、紀の国わかやま大会では、総合開会式にご臨席になられた皇太子殿下に挨拶をさせていただくことができ、国体大会を通じて、私自身にとりましてこの上ない貴重な経験をさせていただきました。

この2年間、先輩議員さん、同僚議員さん、小出町長さんを初め、町当局の皆さんに、温かいご理解とご協力を賜りましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

おかげをもちまして、議長の職責を果たすことができました。今後は一議員として町政発展のために誠心誠意頑張ってまいりますので、変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、皆様方に心から感謝とお礼を申し上げまして、辞職の挨拶とします。2年間、どうもありがとうございました。

○副議長（山本明生）

奥田議長さんには、就任以来、2年にわたり誠心誠意、町政進展のため、また議会運営に努められました。本当に心からお礼を申し上げます。ご苦労さまでした。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。

上富田町議会議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、上富田町議会議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決しました。

△追加日程第2 選挙第1号

○副議長(山本明生)

追加日程第2 選挙第1号、上富田町議会議長の選挙を行います。

この際、暫時休憩をいたします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(山本明生)

暫時休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時51分

○副議長(山本明生)

再開します。

事務局より、上富田町議会議長の選挙についてを朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(森岡真輝)

朗読いたします。

選挙第1号、上富田町議会議長の選挙について、地方自治法第103条第1項の規定により、上富田町議会議長の選挙を行う。

平成28年5月20日、上富田町議会。

以上です。

○副議長（山本明生）

選挙の方法は、指名推選と単記無記名投票がございますが、いかがいたしますか。

（「単記無記名」の声あり）

○副議長（山本明生）

単記無記名投票でご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（山本明生）

異議なしと認めます。

議長選挙は、単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（山本明生）

ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○副議長（山本明生）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（山本明生）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○副議長（山本明生）

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名投票であります。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（議会事務局長点呼、投票）

○副議長（山本明生）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（山本明生）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、檜木正行君と9番、沖田公子君を指名します。

(開票)

○副議長（山本明生）

選挙結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票7票、無効投票5票。

有効投票中、山本明生君7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、2票です。したがって、私、山本明生が上富田町議会議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（山本明生）

ただいま、私、山本明生が新議長に当選させていただきました。

少し時間をいただきまして、まず、副議長辞職に当たり一言お礼申し上げます。

2年間にわたり、副議長という重責を大過なく務めさせていただき、奥田誠議長様初め、各議員の皆様、町長さん初め当局の皆様、議会事務局の皆様、ご協力の賜物と感じております。心より御礼申し上げます。

このたび、新議長に就任するに当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議長職の重大な責務を考えると大変な重圧を感じています。浅学非才の身ではありませんが、議員各位、町当局各位のご協力をお願いし、全身全霊の覚悟で職責を努めさせていただきます。町民の皆様の負託に応えるべき議会議員として、町当局と立場の違いはありますが、上富田町発展のために限られた財源を有効に使うべき、当局と議論し、安心して安全で安定した活力あるまちづくりに努力する決意です。

どうぞ議員の皆様、町当局の皆様、事務局の皆様のご支持、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

それでは、議席の一部変更を行います。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更します。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時03分

○議長（山本明生）

再開します。

議席の変更につきましては、大石哲雄君を6番に、畑山豊君を7番に、奥田誠君を8番に、私、山本明生が4番に変更します。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時05分

○議長（山本明生）

再開します。

ただいま私が議長に就任したため、副議長が欠けました。

お諮りします。

上富田町議会副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、上富田町議会副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行うことに決しました。

△追加日程第3 選挙第2号

○議長（山本明生）

追加日程第3 選挙第2号、上富田町議会副議長の選挙を行います。

この際、暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

○議長（山本明生）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時05分

○議長（山本明生）

再開します。

事務局より、上富田町議会副議長の選挙について朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選挙第2号、上富田町議会副議長の選挙について、地方自治法第103条第1項の規定により、上富田町議会副議長の選挙を行う。

平成28年5月20日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（山本明生）

選挙の方法は、指名推選と単記無記名投票がございます。いかがいたしますか。

（「単記無記名」の声あり）

○議長（山本明生）

単記無記名投票でご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

副議長選挙は、単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（山本明生）

ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（山本明生）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（山本明生）

異常なしと認めます。
念のために申し上げます。
投票は、単記無記名投票であります。
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（議会事務局長点呼、投票）

○議長（山本明生）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

投票漏れなしと認めます。
投票を終了します。
開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、谷端清君と5番、九鬼裕見子君を指名します。

（開票）

○議長（山本明生）

選挙の結果を報告します。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票7票、無効投票5票。

有効投票中、榎本敏君7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、2票です。したがって、榎本敏君が上富田町議会副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（山本明生）

ただいま上富田町議会副議長に当選されました榎本敏君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

副議長に榎本敏君がなられました。

新副議長に就任のご挨拶をお願いします。

○副議長（榎本 敏）

ただいま副議長という大役をご推挙いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、微力でございますけれども、副議長という立場を十分わきまえて、議長補佐をし、一生懸命頑張っていく所存でございます。ぜひとも皆様方のご協力をいただきまして、議会活動がスムーズに、また上富田町発展のために努力をする所存でございます。どうかひとつよろしくお願いをいたします。

就任のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山本明生）

当局の方に申し上げます。

これからの議事につきまして、議会の構成でございますので退席していただき、構成が終わり次第、再度出席をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時15分

○議長（山本明生）

再開します。

△日程第19 選任第1号

○議長（山本明生）

日程第19 選任第1号、上富田町議会常任委員会委員の選任について議題とします。
事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選任第1号、上富田町議会常任委員会委員の選任について。

上富田町議会委員会条例第7条第3項の規定により、上富田町議会常任委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、総務教育常任委員会6名、産業民生常任委員会6名。

平成28年5月20日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（山本明生）

ただいま事務局長より報告がありましたように、申し合わせ事項に基づいて委員会構成を行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

参考資料を事務局より配付します。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時30分

○議長（山本明生）

再開します。

事務局より発表します。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

発表します。

まず、総務教育常任委員会委員に、3番、樫木正行議員、4番、山本明生議長、5番、九鬼裕見子議員、8番、奥田誠議員、9番、沖田公子議員、12番、吉田盛彦議員、以上の6名です。

続きまして、産業民生常任委員会委員に、1番、松井孝恵議員、2番、谷端清議員、6番、大石哲雄議員、7番、畑山豊議員、10番、榎本 敏副議長、11番、木本眞次議員、以上の6名です。

○議長（山本明生）

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、ただいま事務局長より発表したとおり指名します。

暫時休憩しますので、それぞれの委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いします。

委員会は第1委員会室で順次お願いします。

初めに総務教育常任委員会、それが終わってから産業民生常任委員会の順でお願いします。

では、暫時休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時48分

○議長（山本明生）

再開します。

委員長、副委員長の発表をします。

総務教育常任委員長に吉田盛彦君、副委員長に沖田公子君。

産業民生常任委員長に畑山豊君、副委員長に谷端清君。

以上のとおり選出されました。よろしくお願ひします。

△日程第20 選任第2号

○議長（山本明生）

日程第20 選任第2号、上富田町議会運営委員会委員の選任について議題とします。

事務局より朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読します。

選任第2号、上富田町議会運営委員会委員の選任について。

上富田町議会委員会条例第7条第3項の規定により、上富田町議会運営委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6名。

平成28年5月20日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（山本明生）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時01分

○議長（山本明生）

再開します。

議会運営委員の皆さんを事務局より発表します。

事務局長。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時02分

○議長（山本明生）

再開します。

事務局長お願いします。

○議会事務局長（森岡真輝）

それでは、発表します。

議会運営委員会委員に、4番、山本明生議長、5番、九鬼裕見子議員、7番、畑山豊議員、8番、奥田誠議員、11番、木本眞次議員、12番、吉田盛彦議員、以上の6名です。

○議長（山本明生）

ただいま事務局より発表したとおり、議会運営委員会の選任については、委員会条例第7条第3の規定により、議長から指名いたします。

暫時休憩しますので、委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時05分

○議長（山本明生）

再開します。

まことに失礼しました。

○議会事務局長（森岡真輝）

大変失礼いたしました。

僕が議長の名前を読んでしまい、大変申しわけございません。

再度発表いたします。

議会運営委員会委員に、5番、九鬼裕見子議員、6番、大石哲雄議員、7番、畑山豊議員、8番、奥田誠議員、11番、木本眞次議員、12番、吉田盛彦議員、以上の6名です。大変失礼いたしました。

○議長（山本明生）

まことに申しわけないです。

委員長、副委員長の選出をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時12分

○議長（山本明生）

再開します。

委員長、副委員長の発表をします。

議会運営委員長に木本眞次君、副委員長に九鬼裕見子君が選出されました。よろしく
お願いいたします。

（「ゆっくり言え、名前わからん」の声あり）

○議長（山本明生）

もう1回言います。

委員長に木本眞次君、副委員長に九鬼裕見子君が選出されました。よろしく
願います。よろしいですか。

△日程第21 選任第3号

○議長（山本明生）

日程第21 選任第3号、上富田町議会広報特別委員会委員の選任についてを議題と
します。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選任第3号、上富田町議会広報特別委員会委員の選任について。

上富田町議会広報特別委員会規定第4条の規定により、上富田町議会広報特別委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6名。

平成28年5月20日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（山本明生）

委員の選任について、いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

○議長（山本明生）

議長一任の声があります。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

議長一任といたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時15分

○議長（山本明生）

再開します。

局長、朗読をお願いします。

○議会事務局長（森岡真輝）

発表いたします。

議会広報特別委員会委員に、1番、松井孝恵議員、2番、谷端清議員、3番、樫木正行議員、8番、奥田誠議員、9番、沖田公子議員、10番、榎本敏議員、以上の6名です。

○議長（山本明生）

ただいま事務局で発表したとおり、議会広報委員会委員の選任については、上富田町議会広報特別委員会規定第4条の規定により、議長から指名し、決定しましたのでよろしく願いいたします。

暫時休憩しますので、委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時21分

○議長（山本明生）

再開します。

委員長、副委員長の発表をします。

議会広報特別委員長に檜木正行君、副委員長に榎本敏君が選ばれました。よろしくお願いいたします。

お諮りします。

選任第4号、上富田町議会特別委員会委員の選任の件から選挙第8号、紀南環境広域施設組合議会議員の補欠選挙までの7件について日程に追加し、追加日程第4から追加日程第10として、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、選任第4号、上富田町議会特別委員会委員の選任の件から選挙第8号、紀南環境広域施設組合議会議員の選挙までの7件についてを日程に追加し、追加日程第4から追加日程第10として、直ちに議題にすることに決しました。

△追加日程第4 選任第4号

○議長（山本明生）

追加日程第4 選任第4号、上富田町議会特別委員会委員の選任についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

はい、朗読いたします。

選任第4号、上富田町議会特別委員会委員の選任について。

上富田町議会委員会条例第7条第3項の規定により、上富田町議会学校給食対策特別委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6名。

平成28年5月20日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（山本明生）

暫時休憩します。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時33分

○議長（山本明生）

再開します。

学校給食対策特別委員の皆さんを事務局より発表します。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

発表いたします。

学校給食対策特別委員会委員に、1番、松井孝恵議員、2番、谷端清議員、3番、樫木正行議員、6番、大石哲雄議員、9番、沖田公子議員、11番、木本眞次議員、以上の6名です。

○議長（山本明生）

ただいま事務局で発表したとおり、学校給食対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長から指名いたします。

暫時休憩しますので、委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いしたいと思います。

暫時休憩。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時40分

○議長（山本明生）

再開します。

委員長、副委員長の発表をします。

学校給食対策特別委員会委員長に沖田公子君、副委員長に谷端清君が選出されました。
よろしくお願ひします。

△追加日程第5 選挙第3号

○議長（山本明生）

追加日程第5 選挙第3号、富田川衛生施設組合議会議員の補欠選挙を行います。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選挙第3号、富田川衛生施設組合議会議員の補欠選挙について。

富田川衛生施設組合同規約第7条第1項の規定により、組合議会議員の補欠選挙を行う。
選挙すべき数、4名。

平成28年5月20日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（山本明生）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。

ご異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時42分

○議長（山本明生）

再開します。

指名します。

富田川衛生施設組合議会議員に、2番、谷端清君、7番、畑山豊君、8番、奥田誠君、9番、沖田公子君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方々が当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が富田川衛生施設組合議会議員に当選されました。本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

△追加日程第6 選挙第4号

○議長（山本明生）

追加日程第6 選挙第4号、富田川治水組合議会議員の補欠選挙を行います。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選挙第4号、富田川治水組合議会議員の補欠選挙について。

富田川治水組規約第7条第1項の規定により、組合議会議員の補欠選挙を行う。

選挙すべき数、4名。

平成28年5月20日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（山本明生）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時44分

○議長(山本明生)

再開します。

指名します。

富田川治水組合議会議員に、5番、九鬼裕見子君、6番、大石哲雄君、12番、吉田盛彦君、私、山本明生を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方々を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が富田川治水組合議会議員に当選されました。本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

△追加日程第7 選挙第5号

○議長（山本明生）

追加日程第7 選挙第5号、上大中清掃施設組合議会議員の補欠選挙を行います。
事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読します。

選挙第5号、上大中清掃施設組合議会議員の補欠選挙について。

上大中清掃施設組規約第9条第2項の規定により、組合議会議員の補欠選挙を行う。

選挙すべき数、4名。

平成28年5月20日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（山本明生）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことと決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時46分

○議長（山本明生）

再開します。

指名します。

上大中清掃施設組合議会議員に、1番、松井孝恵君、3番、檜木正行君、10番、榎本敏君、11番、木本眞次君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が上大中清掃施設組合議会議員に当選されました。本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

△追加日程第8 選挙第6号

○議長（山本明生）

追加日程第8 選挙第6号、公立紀南病院組合議会議員の補欠選挙を行います。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選挙第6号、公立紀南病院組合議会議員の補欠選挙について。

公立紀南病院組合規約第7条第2項の規定により、組合議会議員の補欠選挙を行う。

選挙すべき数、2名。

平成28年5月20日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（山本明生）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することと決しました。

本件については、申し合わせにより、現議長と前議長、もしくは議長が指名した議員をもって充てることにしますので、よろしくお願ひします。

指名します。

公立紀南病院組合議会議員に、8番、奥田誠君、私、山本明生を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が公立紀南病院組合議会議員に当選されました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

△追加日程第9 選挙第7号

○議長（山本明生）

追加日程第9 選挙第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選挙第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について。

和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第9条第3項の規定により、広域連合議会議員の補欠選挙を行う。

選挙すべき数、1名。

平成28年5月20日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（山本明生）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することと決しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員には、前回同様、議長をもって議員に充てたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

それでは、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、山本明生を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました私を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、私がただいま指名しました私、山本明生が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

○議長（山本明生）

追加日程第10 選挙第8号、紀南環境広域施設組合議会議員の補欠選挙を行います。
事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選挙第8号、紀南環境広域施設組合議会議員の補欠選挙について。

紀南環境広域施設組規約第5条第2項の規定により、紀南環境広域施設組合議会議員の補欠選挙を行う。

選挙すべき数、2名。

平成28年5月20日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（山本明生）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、選挙方法は、指名推選で行うことと決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

紀南環境広域施設組合議会議員には、前回同様、議長と産業民生常任委員長をもって議員に充てたいと思いますが、これに異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

それでは、紀南環境広域施設組合議会議員に、7番、畑山豊君と私、山本明生を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました7番、畑山豊君と私を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7番、畑山 豊君、私、山本明生が紀南環境広域施設組合議会議員に当選しました。本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 3時54分

○議長（山本明生）

再開します。

報告します。

田辺周辺広域市町村圏組合議会議員につきまして、田辺周辺広域市町村圏組合規則第5条第2項の規定により、議長、山本明生、副議長、榎本敏君が組合議員となりますので、報告いたします。

△日程第22 選出第1号

○議長（山本明生）

日程第22 選出第1号、上富田町体育協会理事の選出についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会議務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選出第1号、上富田町体育協会理事の選出について。

選出すべき数、2名。

平成28年5月20日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（山本明生）

暫時休憩します。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 3時57分

○議長（山本明生）

再開します。

上富田町体育協会理事に、1番、松井孝恵君、2番、谷端清君を指名します。

これにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、ただいま発表したとおり決しました。

当局の出席を求めるため、暫時休憩します。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 4時01分

○議長（山本明生）

再開します。

△日程第23 議案第53号

○議長（山本明生）

日程第23 議案第53号、監査委員の選任についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

議案第53号、監査委員の選任についてを説明します。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名は、井上秀男さんです。住所は、上富田町生馬993番地の3、生年月日は昭和13年1月21日です。

平成28年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

井上秀男さんにつきましては、平成12年6月10日に就任していただき、4期16年間にわたり委員をしていただいております。任期満了が平成28年6月9日となりますが、適任者でありますので引き続き監査委員をお願いしたいと思いますので、選任同意についてよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本明生）

これより、本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第53号、監査委員の選任についての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、監査委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

お諮りします。

議案第54号、監査委員の選任についての件を日程に追加し、追加日程第11として、

直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、監査委員の選任についての件を追加し、追加日程第11として、直ちに議題にすることに決しました。

△追加日程第11 議案第54号

○議長(山本明生)

追加日程第11 議案第54号、監査委員の選任についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、小出君。

○町長(小出隆道)

議案第54号を説明します。監査委員の選任についてでございます。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名は、奥田誠氏でございます。住所は、上富田町朝来3831番地、生年月日は昭和38年11月10日でございます。

平成28年5月20日、上富田町長小出隆道。

奥田誠監査委員をお願いしたいと思っております。

奥田誠氏は、議長経験も積まれ、自治体の財政管理等に詳しい方でございますので、選任同意方、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(山本明生)

お諮りします。

本件については、8番、奥田誠君の一身上に関する件と認められますから、地方自治法第117条の規定により、奥田誠君を除籍したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、奥田誠君を除籍することに決しました。

奥田誠君の退席を求めます。

(8 番 奥田 誠君 退席)

○議長 (山本明生)

本案についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (山本明生)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (山本明生)

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (山本明生)

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第54号、監査委員の選任についての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (山本明生)

異議なしと認めます。

よって、監査委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

(8 番 奥田 誠君 着席)

○議長 (山本明生)

暫時休憩します。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時07分

○議長 (山本明生)

再開します。

奥田誠議員の監査委員の選任についての同意を求める件は、これに同意されましたので、ご報告いたします。

ただいまお手元に配付しておりますとおり、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、学校給食対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

これらの申し出についてを日程に追加し、追加日程第12として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、追加日程12として議題とすることに決しました。

△追加日程第12 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（山本明生）

追加日程第12 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題とします。

申し出を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申し出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務教育常任委員会、吉田委員長より26項目、産業民生常任委員会、畑山委員長より25項目、学校給食対策特別委員会、沖田委員長より1項目、議会広報特別委員会、樫木委員長より1項目、議会運営委員会、木本委員長より3項目、以上となっております。

また、2として目的については、所管事務調査。

3、方法及び期間は、委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（山本明生）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

委員長から申し出のとおり決することに異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、学校給食対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

平成28年第2回町議会臨時会を閉会するに当たり、お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に上程しました全ての議案を可決していただきまして、まことにありがとうございます。

また、本臨時会では、議会の申し合わせにより、議会構成が改正され、議長に山本明生議員、副議長に榎本敏議員が就任されました。お喜びを申し上げます。また常任委員会、特別委員会の構成も改選されましたが、各委員長、副委員長、委員の皆さんには、今後の行政運営にご協力をしていただけるようお願いいたします。

今、上富田町では、長年の懸案事項でありました学校給食事業については、平成28年度で事業採択をされております。このことは、議会へも報告しています。学校関係者、保護者に関する説明につきましては、議会の了解を得まして、昨夜、説明会を実施しました。説明で、公設民営方式のセンター方式として、スポーツセンター、野球場入り口の南側山林を造成して建設用地とすること、民間の業者を指定管理制度を利用して行うこと等の状況説明を行いました。

質疑の中では、各校、要するに朝来とか岩田なんですけれども、配膳室をどういうふうにするんだとか、教室ではフロアはマット状の廊下あるらしいんですけれども、そういうものについてはやはり汁がこぼれるとかそういうのあるんで改修してほしいと、こういう意見が出ております。それらにつきましては、今後、現地調査して対応すると返答しているところであります。詳しくは学校給食対策特別委員会で説明をさせていただきます。

また、この学校給食建設事業は約11億円弱で、事業に対して補助金が1億4,000万円、地方債として7億4,000万円ほど、一般財源が約2億円必要となってきます。このため、ここ数年、一般財源の確保を最優先として財政運営を進めてまいりましたが、平成27年度で、ここ数年来投資しました事業で土地売却等によりお金が戻ってきた、そのことについて基金へ積み立てることができまして、その一般財源も確保できる見通しが立っております。今後、学校給食による毎年の維持費が6,000万円から7,000万円程度が必要になると、はじいております。職員はより一層の行政運営の効率化を図るよう指示しているところでありますが、議員の皆さんも、この点を理解をお願いして、できましたらご協力いただけるようお願いいたします。

このように、一つ一つ住民要望の解決に向けて今後とも取り組みますので、新しい議会構成の中でご協力をお願いして、閉会のご挨拶とします。今後ともよろしく願いしておきます。

△閉 会

○議長（山本明生）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全て終了しました。
これにて平成28年第2回上富田町議会臨時会を閉会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。
よって、本臨時会はこれにて閉会することに決しました。
これにて平成28年第2回上富田町議会臨時会を閉会します。
どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 奥田 誠

上富田町議会議長 山本 明生

議事録署名議員 松井 孝恵

議事録署名議員 谷端 清